



図書サービスのあり方について（案）

～あり方検討のまとめ～

平成 27 年 月

熊本市教育委員会

目 次	頁
第1章 図書サービスのあり方について策定の趣旨 -----	2
第2章 図書サービスのあり方についての位置づけ -----	3
熊本市の施策・計画（抜粋） -----	4
第3章 図書サービスのあり方について -----	5
体系図 -----	5
あり方検討の論点 -----	6
第4章 図書サービスのあり方について実現に向けた具体的方針等 -----	7
Ⅰ 現状に即した図書サービスの改善についての方向性 -----	7
Ⅱ これからの利用者のライフスタイル、価値観の変化への対応 -----	14
Ⅲ 継続的かつ安定的な実施の確保に向けた図書サービスの管理運営体制 --	18
資 料 編 -----	21



第 1 章

図書サービスのあり方について策定の趣旨

熊本市立図書館は、昭和57年に開館し本年度で32年を経過します。

その間、合併により植木図書館を分館とし、くまもと森都心プラザ図書館とネットワークをつなぎ、さらに平成26年3月に城南図書館を分館として開館するなどの読書環境整備に努めてまいりました。

平成24年12月 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備が示されました。

「地域の知の拠点」として、住民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、促進する役割を果たす図書館は、より市民に利用される図書館となるよう整備を進めていく必要があります。

そこで、公民館図書室を含め、市全体での図書サービスのあり方について、熊本市立図書館協議会で検討を行い、基本的な考え方と方向性を整理し、教育委員会において検討結果をまとめた「図書サービスのあり方について」を策定するものです。

第 2 章

図書館サービスのあり方についての位置づけ

「図書館サービスのあり方について」は、市全体での図書館サービスのあり方について、図書館協議会で検討いただいた結果をまとめ、今後熊本市立図書館が図書館サービスの改善の取り組むべき内容を明示したものです。

目的

より市民に利用される図書館となるよう、本市が設置する各図書館及び公民館図書室等も含め市全体での図書館サービスのあり方について検討。

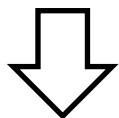
本市図書館サービスのあり方の基本となる考え方及び改善の方向性を整理し、今後の市全体での図書館サービス改善等の参考とする。

あり方検討結果のまとめ 図書館サービスのあり方について

参
考

図書館サービス改善の取り組み

事業企画・立案



事業実施 改善

展開

関連計画・方針等

第6次総合計画

教育振興基本計画

生涯学習指針

第5次行財政改革計画

熊本市の施策 ・ 計画 （抜粋）

○第6次総合計画

市立図書館を中核として、プラザ図書館、植木・城南図書館及び各公民館図書室の図書資料の充実を図るとともに、年齢に応じたおはなし会の開催、読書活動啓発のための講座やコンクールなどの主催事業を通じ、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応した図書館サービスの向上に努めます。

○教育振興基本計画

熊本市立図書館は、図書資料の収集・保存に努めるとともに、資料や情報の提供、相談体制の充実など、サービスの拡充強化と郷土史講座など多様な学習機会の提供、さらには小・中学校との連携を図りながら、読書活動の推進に努めてきました。

公民館や図書室、博物館などの生涯学習拠点施設の機能充実を図り、市民のニーズに応じた学習機会やサービスの提供に努めます。

○生涯学習指針

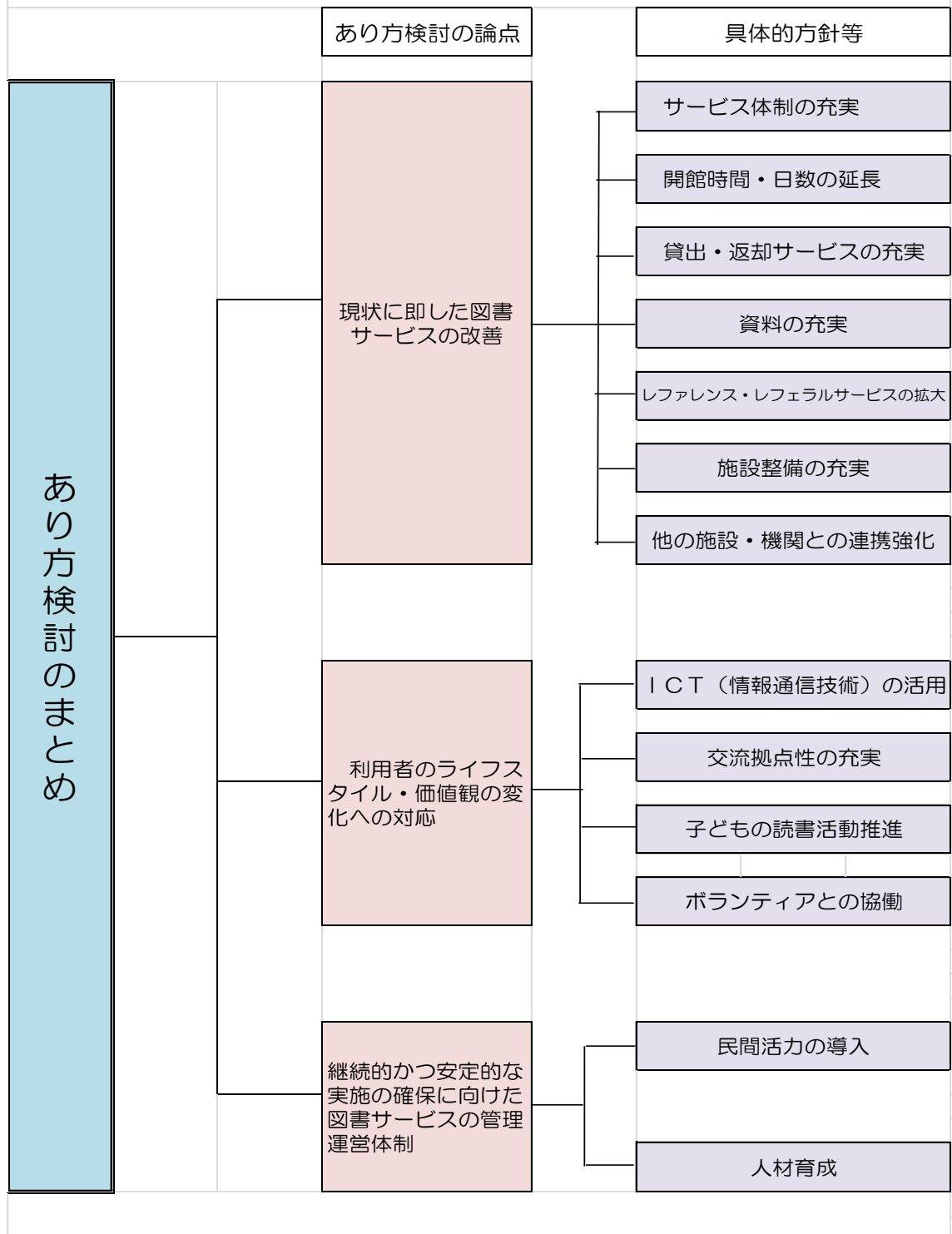
公民館・図書館・博物館等の社会教育施設や体育館・運動公園・文化ホール等のスポーツ・文化施設は、市民の最も身近な学習施設として積極的に利用されています。

今後は、各施設の利便性をより一層高め、生涯学習の更なる充実を図るため、このような施設の機能充実に努めていきます。

○第5次行財政改革

住民・利用者の要望や社会の要請に応え、図書館、図書館分館、さらには公民館図書室それぞれの役割を踏まえ、基本的な考え方と方向性などを示す図書サービスのあり方についてを策定し、指定管理者制度の活用などを含め、住民の自主的な学習活動の場として地域の実情に即した図書館サービスの見直しを図ります。

図書サービスのあり方について体系図



あり方検討の論点

図書館を取り巻く社会状況に対応し、市民の「地域の知の拠点」として、より多くの市民の利用を図るため、次の3つを論点に検討をすすめました。

I 現状に即した図書サービスの改善

昭和57年に現在の市立図書館が建設されて以降、合併による図書館及び公民館図書室の増加、くまもと森都心プラザ図書館の開館、政令指定都市移行後の新市基本計画に基づく城南図書館の開館により、現在、熊本市の図書サービス体制は図書館4箇所及び公民館図書室16箇所及び男女共同参画センター内情報資料室で構成され、図書サービス体制の充実を図っています。

今後、利用者拡大を進めていくには、現状に即した図書サービスの改善が必要と考えます。

II これからの利用者のライフスタイル、価値観の変化への対応

平成24年に政令指定都市となった熊本市においては、市民の増加や市域の拡大に伴い、ますます多様化する地域住民の図書サービスに対するニーズへの対応が要求されています。

資料・情報の提供のほかに、地域の情報拠点として、地域の実情を知り多様な価値観の変化への対応が必要と考えます。

III 継続的かつ安定的な実施の確保に向けた図書サービスの管理運営体制

くまもと森都心プラザ図書館と城南図書館（分館）に指定管理者制度を導入し、中央館（本館）である市立図書館及び植木図書館（分館）においても、より効率的で効果的なサービスを提供するため民間活力の導入を検討してまいります。

今後、図書サービスの継続的かつ安定的な実施の確保にむけた管理運営体制の構築に努めるとともに、司書の確保並びに資質・能力の向上など人材育成が必要と考えます。

第 4 章

図書サービスのあり方について実現に向けた具体的方針等

I 現状に即した図書サービスの改善についての方向性

1 図書サービス体制について

【検討結果】

本市図書サービス体制は図書館 4 箇所及び公民館図書室 16 箇所及び男女共同参画センター内情報資料室で構成している。各図書館・公民館図書室等の構成及び位置づけは次表のとおりです。

施設名	位置づけ	主な機能
市立図書館	本館	全市の蔵書管理、図書管理システム運用、図書サービス施策の企画立案を担う本市の図書サービスの中核となる総合図書館
植木図書館 城南図書館	分館	本市の北部・南部における図書館サービスを実施する図書館
森都心プラザ 図書館	専門図書館	森都心プラザビジネス支援センター等と連携しビジネス支援に重きをおいた専門図書館
公民館図書室 (16箇所) <small>男女共同参画センター</small>	図書館との連携協力施設	身近な地域での図書貸出・返却サービス実施

図書館については、それぞれの図書館の機能・特性を活かし、図書館利用の魅力の向上に取り組むとともに、レファレンス(※1)・レフェラルサービス(※2)等の図書館固有機能の充実を図り、本市図書サービスの向上を目指すべきと考えます。

また、公民館図書室は、公民館とともに地域に密着し、親しみやすさ、立ち寄りやすさといった利点も高い一方、生涯学習施設としては、蔵書数の少なさ、閲覧スペースの狭さなど、公民館活動の補助的施設としての限界があるため、図書サービス体制の充実に向けては、公民館図書室は地域密着型図書館として発展することが望ましいと考えられます。

- ※1 レファレンスサービス・・・利用者からの質問に対し、司書が資料を提供するサービス。
- ※2 レフェラルサービス・・・利用者からの依頼に応じて司書が、必要とする情報源となりうる人もしくは機関・組織を知らせるサービス。

【改善の方向性】

各図書館及び公民館図書室等による図書サービス体制については、それぞれの施設のサービス対象地域の実情に応じて、利用者及び住民の要望や社会の要請に添えていくことができる体制を目指します。

- ①図書館については、それぞれの図書館の機能・特性を活かし、図書館利用の魅力の向上に取り組むとともに、利用者や地域住民の課題解決にむけて、図書資料の収集や検索・提供・回答などの図書館の専門性の充実に努めます。
- ②公民館図書室は、公民館と一体になって地域住民にとって親しみやすく、立ち寄りやすいなどの利点を活かし、地域密着型図書館としての発展も考慮しながら、より地域に根ざした図書サービスの充実を目指します。

2 開館時間・日数について

【検討結果】

各図書館・公民館図書室等の現在の開館時間・日数は次のとおりです。

館名	開館日	開館時間	
市立図書館	年間301日 (毎週月曜休館)	全日	9:30~18:00
植木分館	年間301日 (毎週月曜休館)	平日 土日祝	9:30~18:00 9:30~17:00
プラザ図書館	年間341日 (第3水曜日休館)	平日・土 日・祝	9:30~20:00 9:30~18:00
城南分館	年間341日 (第4水曜日休館)	平日・土 日・祝	9:30~20:00 9:30~18:00

※市立・植木図書館の6月~9月の平日の開館時間は、9:30~19:00

	開館日	開館時間
全公民館図書室	年間約287日 (毎週月曜休館) (毎月1日室内整理日)	全日 9:30~17:00

※富合公民館図書室は、平成26年10月から平成27年3月までの間、平日の開館時間を試行により19時まで延長。

開館日・開館時間の設定については、利用促進の観点から、積極的に見直しを検討すべきと考えます。見直しにあたっては、地域の実情や市民の多様な生活時間等に配慮し、開館時間・開館日数の延長が図られるよう検討することが必要と考えます。

なお、公民館図書室の開館時間・開館日数は公民館全体の運営の中で検討する必要があることから、見直しにあたっては、より効果的な開館時間・開館日数の設定について関係部署との十分な協議が必要と考えます。

【改善の方向性】

各図書館及び各公民館図書室等の利用者や地域住民の多様な生活時間等に配慮して開館時間や開館日数を検討し、利便性の高い運営を目指します。

- ①開館時間・日数の見直しについては、利用促進が図られるよう、各図書館のサービス対象地域の実情や利用者や住民の生活時間等に配慮し、開館時間・開館日数の延長を検討します。
- ②各図書館及び各公民館図書室の同一曜日の休館日の見直しや時間差開館など、利用者や住民の生活時間等を考慮した柔軟な開館時間や開館日の設定を検討します。

3 貸出・返却サービスについて

【検討結果】

市立図書館を中心に、図書館3箇所、公民館図書室16箇所及び男女共同参画センター内情報資料室でネットワークを構築し、共通の図書管理システム及び各施設間の図書搬送体制により、全市域での図書貸出サービスを実施しています。

移動図書館については、市立図書館、植木図書館、城南図書館に配置し、市内を巡回し、より広範囲での図書貸出サービスに努めています。

利用者拡大を図るうえでは、貸出・返却が可能なサービススポットの設置、電子図書貸出など、地域の状況や社会環境に即応して、より利便性を高めることのできるサービスが求められていると考えます。

移動図書館については、地域的に利用者の減少も見られ、それぞれの地域の実情を勘案しつつ巡回場所を見直す必要があるとともに、移動図書館に代わる効率的かつ効果的サービスの検討も必要と考えます。

また、視聴覚資料の貸出、雑誌の貸出など図書館、図書室によって異なる運用を行っているケースがあるが、利用者の立場からよりよい運用については、積極的に広く実施すべきと考えます。

【改善の方向性】

より多くの利用者が利用できるよう、地域の状況や社会環境の変化に即応し利便性の高い図書貸出サービスを目指します。

- ①貸出・返却が可能なサービススポットの設置、電子図書貸出等の新たなサービスの導入について検討を行います。
- ②移動図書館については、それぞれの地域の実情を勘案し、巡回場所を見直すとともに、効率的かつ効果的な代替サービス導入を検討します。
- ③視聴覚資料の貸出、雑誌の貸出など各図書館、図書室独自の運用については、地域の状況、利用者の要望等に柔軟に対応するとともに、よりよい運用については積極的に各図書館、図書室で取り入れる方向で検討を行います。

4 資料の充実について

【検討結果】

図書資料の収集は、図書館の基本機能であり、図書館サービスの根幹となるものであることから、図書館の効率的運営を目指す一方、資料の充実は必要であり、図書館予算の確保に努めなければならないと考えます。

また、効果的な資料収集にむけて、市民の要望や社会の要請、地域の実情等を

反映できるよう、各図書館の機能、公民館図書室の利用傾向を把握し、それぞれの施設の特性に合った蔵書コレクション形成に努めることが必要と考えます。

【改善の方向性】

図書資料の収集は、図書館の基本機能であり、図書館サービスの根幹となるものであることから、図書館の効率的運営に努め、資料の充実を図ります。

効果的な資料収集にむけて、市民の要望や社会の要請、地域の実情等を反映できるように、各図書館・図書室等の機能及び利用傾向等を考慮し、それぞれの施設の特性に合った蔵書構成の更なる充実を目指します。

5 レファレンス・レフェラルサービスについて

【検討結果】

レファレンス・レフェラルサービスは、図書館の重要な機能のひとつであるが、大半の利用者には馴染みが薄く認知度も低いと思われます。

このサービスは課題解決のための図書館利用に不可欠なものであり、今後より多くの方々に活用していただくことが重要だと考えます。

一般の人たちにもわかりやすく、利用しやすいサービスとなるよう、積極的なPRなど利用促進に向けた取り組みに努めることが必要だと考えます。

【改善の方向性】

利用者及び地域住民や地域社会の課題解決に資する図書館機能の充実に向けて、レファレンス・レフェラルサービスの充実及び利用促進に努めます。

- ①レファレンス・レフェラルサービスに必要な書誌・索引の充実、従事する司書職員の研修等による能力向上、インターネットデータベースの活用などサービス内容の向上に努めます。
- ②一般の人たちにもわかりやすいサービス名称の表示やサービス利用方法・活用事例のPRなどを通じて利用促進を図ります。

6 施設設備の充実

【検討内容】

図書館内環境については、生涯学習の場として、誰でも安全かつ快適に利用できる環境整備に向け、快適性の追求とユニバーサルデザイン化に努めることが必要と考えます。

また、利用者の多様な利用目的に対応し、個人での学習、親子で本に親しむ体験、高齢者の有意義な時間活用、障がい者が本に触れる機会の充実、利用者相互の交流などができる環境整備に努めることも必要と考えます。

図書館施設の整備については、図書館・公民館図書室がより身近なところにあることが望ましいと考えますが、新たな図書館等の整備は財政上の制約も考えられます。

図書館施設については、財政的制約や費用対効果に十分留意し、利便性の高い図書サービス施設の整備に努めることが必要と考えます。

【改善の方向性】

- ①図書館内環境については、生涯学習の場として、誰でも安全かつ快適に利用できる快適な図書館環境と高齢者や障がいのある方、外国人などにとっても利用しやすいユニバーサルデザイン化を目指します。
- ②利用者の多様な利用目的に対応し、個人での学習、親子で本に親しむ体験、高齢者の有意義な時間活用、利用者相互の交流などに対応できる環境整備に努めます。
- ③図書館施設の整備にあたっては、既存施設の機能拡充や既存施設での駐車場・駐輪場の充実、他の公共施設等と連携した貸出返却サービスを行うサービススポットの配置など、限られた財源の中で費用対効果に留意しつつ、利便性の高い図書サービス施設の整備に努めます。

7 他の図書館や施設・機関との連携

【検討内容】

レファレンス・レフェラルサービスの充実、交流拠点性の向上など図書館の利用促進に向けた取り組みを推進するうえで、他の図書館（大学図書館・市外公共図書館等）や施設・機関との連携は重要であり、今後、他の図書館（大学図書館・市外公共図書館等）や施設・機関との更なる連携に努めることが必要と考えます。

また、図書館がさまざまな情報が得られる場であることから、生涯学習の充実に向けたポータルサイト（※3）として、積極的な他図書館（大学図書館・市外公共図書館等）や施設等の情報収集・発信の充実に努める必要があります。

※3 ポータルサイト・・・必要な情報を取得するための最初の入口。

【改善の方向性】

- ①図書館の利用促進に向けた取り組みを推進するうえで、他の図書館や施設・機関との連携は重要であり、他の図書館や施設・機関との積極的な連携に努めます。
- ②図書館がさまざまな情報が得られる場であることから、生涯学習の充実に向けた地域の情報拠点として、他図書館や施設等の情報収集・発信に積極的に取り組みます。

Ⅱ これからの利用者のライフスタイル、価値観の変化への対応

8 図書館サービスへのICT活用方針について

【検討結果】

現在、市立図書館では、ICタグによる蔵書管理、Web検索予約、SDIサービス(※4)など、図書貸出や検索のサービスの利便性向上に努めています。

また、情報媒体としてインターネット閲覧、商用データベース提供を実施しているほか、プラザ図書館、城南図書館ではPC持込コーナーを設置し利用者の図書館活用の範囲を拡大しています。

このほか、ネットで公開されている図書や論文・文献等の検索ページのレファレンス・レフェラルサービス活用や、図書館ホームページを通じた図書館イベント情報など図書館の広報活用を行っているところです。

現在、社会の様々な課題への対応には、ICT(情報通信技術)の利活用が必要不可欠なものとなっています。図書館が地域の情報拠点としての使命を果たしていくため、積極的にICTに関する情報収集を行い、技術や環境の進展に応じて新たな図書サービスに取り組んでいく必要があると考えます。

図書・視聴覚資料に続く情報媒体としての電子図書の導入やICTを活用できる環境の充実、図書館の情報発信手段としての活用などを検討する必要があります。

※4 SDIサービス・・・知りたい情報を単語等で最新の新着情報をお知らせするサービス。

【取り組みの方向性】

これからの社会の様々な課題への対応には、ICT(情報通信技術)の利活用は必要不可欠なものとなっています。

一方で、情報は周囲にあふれているものの、媒体がないために入手できない方々も存在し、いわゆる情報格差が発生していることも事実です。

そのような社会的状況の中で、図書館はあらゆる方々の教養・調査研究・趣味等に役立つ資料や行政情報を提供することが使命と考えます。

①タブレット型情報端末の普及に対応するため無線LANの導入、商用データベースの充実、図書情報発信にむけたSNS(※5)の活用など情報化の進展に対応した環境整備に努めます。

※5 SNS・・・LINE、FaceBook、Twitter等、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイト。

②電子書籍の普及に伴い今後のニーズが高まることが想定されるため、導入に向けた調査・研究を実施してまいります。

③利用者及び地域住民の課題解決に役立つ情報提供や図書サービスの利便性向上などへのICT利活用にむけて、積極的に情報収集及び調査研究に取り組みます。

9 図書館の交流拠点性について

【検討結果】

誰もが自由に利用でき、情報に触れることのできる図書館の特性を活かし、人々が交流できる拠点として図書館を活用することは、今後の図書館の魅力向上、利用促進の重要な要素と考えられます。

今後は、図書館利用を通じた、親子の交流、世代間の交流、障がい者との交流、ビジネス交流などの利用者相互の交流促進に向け、図書館設備の整備、関連する情報の発信、イベント催事の企画に取り組み、交流拠点性の充実に努める必要があります。

【取り組みの方向性】

誰もが自由に利用でき、情報に触れることのできる図書館の特性を活かし、人々が交流できる拠点として図書館を活用することは、今後の図書館の魅力向上、利用促進の重要な要素と考えます。

今後は、図書館利用を通じた、親子の交流、世代間の交流、障がい者との交流、ビジネス交流などの利用者相互の交流促進に向け、図書館設備の整備、関連する情報の発信、イベント催事の企画等に取り組み、図書館の交流拠点性の向上を目指します。

10 子ども読書活動推進について

【検討内容】

熊本市では、平成25年度から熊本市読書活動推進計画を市立図書館が所管し、図書館が中心となって学校教育部署、就学前児童部署、社会教育部署と連携し計画遂行を図っている。また、子育て支援部署と連携して、「このほんよんで！」の配布などを通じて、乳幼児期の親と子どものかかわりの中で本に親しむ環境づくりに取り組んでいます。

また、学校教育現場とは市立図書館に設置している学校図書館支援センターにおいて、学校と図書館、学校相互での図書の有効活用、学校図書館司書補の活動支援を行っています。

今後、熊本市読書活動推進計画、子育て支援部署と連携した幼児期の本に親しむ環境づくり、学校図書館支援センターを通じた学校図書館活動支援を着実に推進していくことが重要だと考えます。

また、近年の家庭教育重視の状況を踏まえ、家庭教育の向上の観点から、関連する図書イベントや啓発活動の見直しを図ることも重要と考えます。

子どもへの読書活動啓発に向けては、学校教育や家庭教育の向上など社会の要請に即応した事業展開が必要と考えます。

【取り組みの方向性】

子どもたちが、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで必要な読書活動を進める環境を整備し、豊かな感性や想像力、表現力などを備えた子どもを育みます。

そのために、熊本市子ども読書活動推進計画、子育て支援部署と連携した幼児期の本に親しむ環境づくり、学校図書館支援センターを通じた学校図書館活動支援について今後とも着実な推進を図ります。

また、子どもへの読書活動啓発に向けては、学校教育や家庭教育の向上など社会の要請に即応した事業の展開に努めます。

11 ボランティアとの協働について

【検討内容】

市立図書館はじめ市内各図書館や公民館図書室等では、おはなしボランティア、紙芝居ボランティア、布絵本ボランティア、書架整理ボランティアにより図書サービスへの充実に寄与いただいています。

特に、おはなしボランティアについては、子ども読書活動推進の観点から養成講座を設け、育成支援を行っています。

ボランティアとの協働は図書サービスの充実に資するものであり、従来のボランティアはもとより、今後新しい分野での協働に向けて、活動の機会や場所の提供に積極的に取り組むことが必要だと考えます。

【取り組みの方向性】

ボランティアとの協働は図書サービスの充実に資するものであり、従来のボランティアに加え、今後新しい分野での協働にむけて、活動の機会や場所の提供に積極的に努めます。

Ⅲ 継続的かつ安定的な実施の確保にむけた図書サービスの管理運営体制

12 民間活力の導入について

【検討結果】

現在、熊本市では、民間事業者のノウハウやネットワークを活用した効率的なサービスの向上を目的として、くまもと森都心プラザ図書館、城南図書館に指定管理者を導入しています。

指定管理者の導入により、開館日・開館時間の延長、民間ノウハウを活かしたサービスの向上等一定の効果が見られているところです。

図書サービスへの民間活力の導入について、今回、図書サービスあり方を検討する中では、「民間企業にシフトすることについては、経済的側面からの効率性の追求は必要ではあるが、そのみが優先されてしまう可能性があることに危機感を持っている。」「経済的側面からの運営的なものは民間が強いかもしれないが、市民サービスや人材育成については、公的なものでないといけない。」「民間活力の導入が前提で進んでいるよう思われるので、（協議会では）もう少し中立的な立場で、民間活力の導入がいいかどうかというような点から検討していくべき。」「効率的といったときには、民間活力の導入もあるが、内部の改善もある。内部の改善についても議論することが大事。」など、市立図書館協議会委員から意見がだされたところです。

今後の民間活力の導入にあたっては、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(※4)に定められた事項が確実に実行されることを前提とし、行政の果たすべき責務について十分に留意し検討をおこなうことが必要だと考えます。

【取り組みの方向性】

図書サービスの継続的かつ安定的な実施の確保にむけた管理運営体制の構築に向けては、効率化の面において今後とも事務改善に努めるとともに、サービス向上の観点から民間活力の導入についても検討します。

なお、民間活力の導入を検討する場合は、図書サービスにおける行政の果たすべき責務について十分に留意し、効率性追求の側面のみ偏ることがなきよう「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に定められた事項が確実に実行されることを前提として検討を行います。

※4 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」 平成 24 年 12 月文部科学省告示
(抜粋) 第一 総則 三 運営の基本

図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この水準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

13 人材育成について

【検討結果】

図書館運営にあたっては、利用者に直接サービスを提供する司書及び司書補の確保及び資質能力の向上が不可欠です。

市の職員については、現在は、司書有資格者の新規採用ではなく、司書資格取得経費を予算化し、一般事務職が図書館配置後資格取得をする体制により司書職員を確保しており、図書館や公民館図書室の嘱託職員については、司書資格を採用条件とし、有資格者の確保に努めています。

また、指定管理者については、図書館業務職員全てに有資格者を条件づけています。

今後とも、専門的なサービスを実施するために必要な司書等の確保に努めるとともに、研修機会の拡充等、司書等の資質・能力の向上についても努めることが重要です。

また、司書養成の促進にむけて、インターンシップ受入れなど司書養成に取り組む大学・学校等と積極的な連携に努めることも重要です。

【取り組みの方向性】

図書館運営にあたって、専門的なサービスを実施するために必要な司書等を確保するとともに、その資質・能力の向上に努めます。

また、司書養成の促進にむけて、司書養成に取り組む大学・学校等と積極的な連携に努めるとともに、インターンシップや学生ボランティアの受入れを行い、図書館業務の理解を深め、新たな人材育成に努めます。

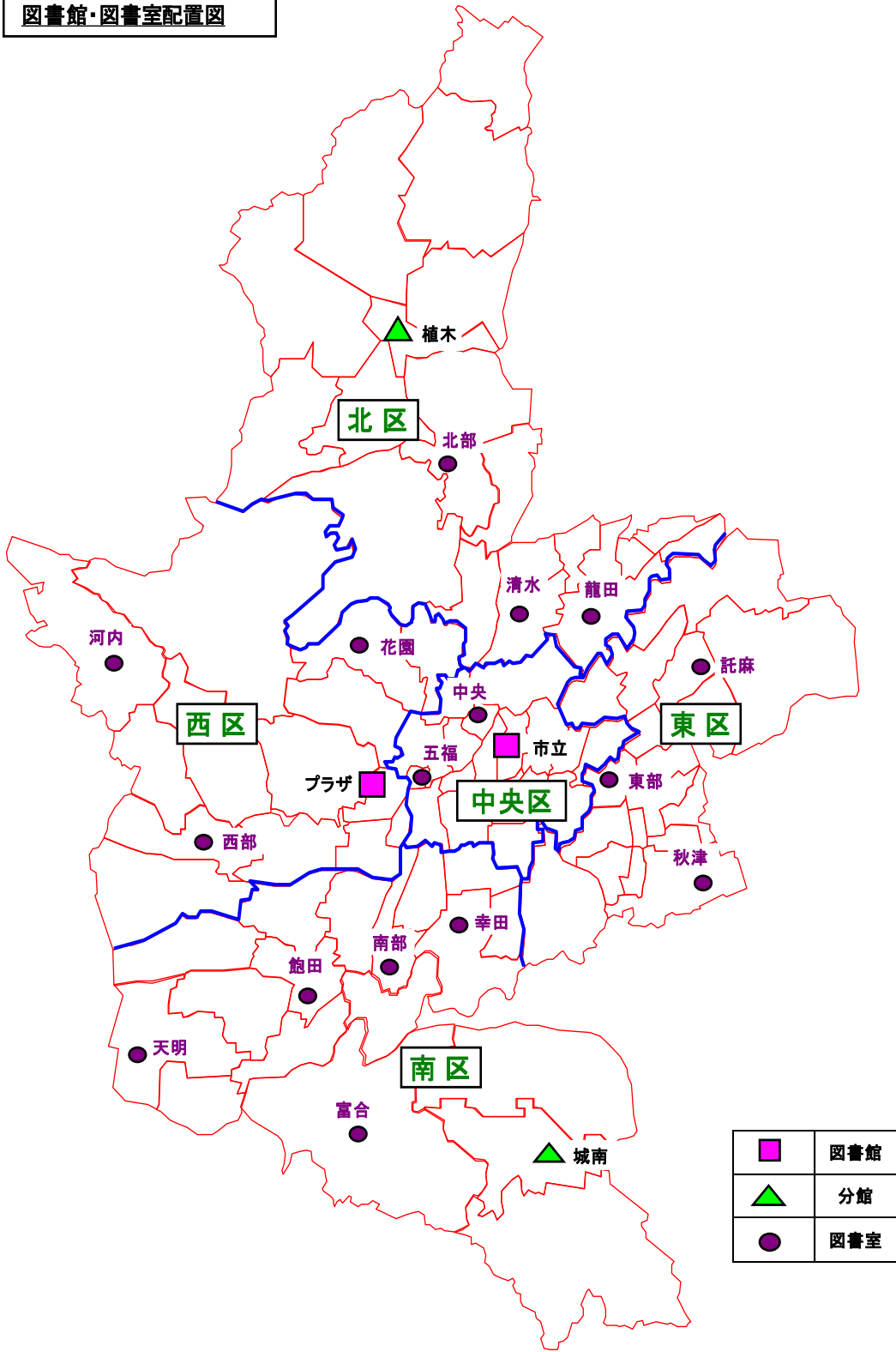
資料編

	頁
図書館・公民館図書室一覧	21
図書館・図書室配置図	22
館別分類別蔵書冊数	23
館別貸出者数	24
館別分類別貸出冊数	25
政令市図書館統計	26
図書サービスのあり方について策定経過 ---	27
熊本市立図書館協議会委員名簿	28

図書館・公民館図書室等一覧

区	図書館(室)名	所在地	電話番号	蔵書数	備考
中央	市立図書館	大江6-1-74	096-363-4522	574,178	
	中央公民館	草葉町5-1	096-353-0151	35,201	
	五福公民館	細工町2-25	096-359-0500	15,881	
	はあもにい	黒髪3-3-10	096-345-2550	17,610	情報資料室
	図書館(1) 図書室等(3)			642,870	
東	東部公民館	錦ヶ丘1-1	096-367-1134	32,628	
	託麻公民館	長嶺東7-11-15	096-380-8118	32,568	
	秋津公民館	秋津3-15-1	096-365-5750	31,531	
	図書館(0) 図書室(3)			96,727	
西	プラザ図書館	春日1-14-1	096-355-7401	229,132	駅前情報図書館
	花園公民館	花園5-8-3	096-359-1261	30,459	
	河内公民館	河内町船津791	096-276-0133	22,805	
	西部公民館	小島2-7-1	096-329-7205	25,670	
	図書館(1) 図書室(3)			308,066	
南	城南図書館	城南町舞原字西451-9		71,911	分館
	幸田公民館	幸田2-4-1	096-379-0211	31,191	
	南部公民館	南高江6-7-35	096-358-1706	34,097	
	天明公民館	奥古閑町2035	096-223-0118	22,463	
	飽田公民館	会富町1333-1	096-227-1195	29,636	
	富合公民館	富合町清藤400	096-357-4580	55,000	
	図書館(1) 図書室(5)			244,298	
北	植木図書館	植木町岩野238-1	096-272-6915	67,285	分館
	龍田公民館	龍田弓削1-1-10	096-339-3322	33,555	
	清水公民館	清水亀井町14-7	096-343-9163	30,436	
	北部公民館	鹿子木町66	096-245-0046	22,931	
	図書館(1) 図書室(3)			154,207	
市全体	図書館(4) 図書室等(17)		1,446,168	H26.4.1 現在	

図書館・図書室配置図



館別分類別蔵書冊数

																(単位:冊)	
館名	分類	0:総記	1:哲学	2:歴史	3:社会	4:自然	5:技術	6:産業	7:芸術	8:語学	9:文学	F:小説	E:絵本	紙芝居	コミック	その他	計
市立図書館	一般	12,016	16,813	33,786	53,300	23,516	26,627	11,944	32,276	5,613	73,476	56,539	0	0	14	8	345,928
	児童	1,741	1,361	5,057	5,949	10,827	3,201	1,891	7,123	1,401	21,106	27,055	57,239	2,791	2,303	66	149,111
	郷・参	5,981	2,317	15,671	15,941	4,320	4,030	3,359	6,167	1,536	9,092	2,358	0	0	0	0	70,772
市立B M	計	19,738	20,491	54,514	75,190	38,663	33,858	17,194	45,566	8,550	103,674	85,952	57,239	2,791	2,317	74	565,811
	内書庫																354,717
	一般	59	381	484	631	555	982	346	379	93	876	2,382	0	0	0	0	7,168
植木図書館	児童	3	5	15	21	73	31	12	44	1	24	76	857	37	0	0	1,199
	郷・参	62	386	499	652	628	1,013	358	423	94	900	2,458	857	37	0	0	8,367
	計	62	386	499	652	628	1,013	358	423	94	900	2,458	857	37	0	0	8,367
城南図書館	一般	869	2,400	4,146	7,530	3,047	4,297	1,703	3,438	627	6,390	11,958	0	0	28	2	46,435
	児童	283	174	782	1,016	1,365	613	420	1,084	291	1,724	3,053	9,253	658	0	0	20,716
	郷・参	4	1	65	47	1	7	4	4	0	1	0	0	0	0	0	134
城南B M	計	1,156	2,575	4,993	8,593	4,413	4,917	2,127	4,526	918	8,115	15,011	9,253	658	28	2	67,285
	一般	831	3,274	3,314	7,182	5,567	5,742	2,008	4,691	1,505	5,019	7,682	0	0	0	205	47,020
	児童	162	332	934	1,127	1,859	651	419	891	489	2,967	4,774	7,521	163	0	0	22,289
城南B M	郷・参	44	42	540	163	138	74	60	142	84	204	80	0	0	0	0	1,571
	計	1,037	3,648	4,788	8,472	7,564	6,467	2,487	5,724	2,078	8,190	12,536	7,521	163	0	205	70,880
	一般	14	29	40	36	30	115	30	38	6	50	457	0	0	0	0	845
プラザ図書館	児童	1	3	9	2	12	0	1	10	0	9	10	70	37	0	0	164
	郷・参	0	0	6	1	4	3	2	1	2	2	1	0	0	0	0	22
	計	15	32	55	39	46	118	33	49	8	61	468	70	37	0	0	1,031
東部	一般	4,666	12,941	15,206	37,546	16,355	19,601	10,127	17,945	4,393	22,054	18,809	0	0	0	1,111	180,754
	児童	293	516	1,621	1,596	2,966	1,153	604	1,894	641	4,949	9,785	10,968	0	1	0	36,987
	郷・参	683	364	2,787	1,910	1,021	1,107	593	994	711	1,081	140	0	0	0	0	11,391
龍田	計	5,642	13,821	19,614	41,052	20,342	21,861	11,324	20,833	5,745	28,084	28,734	10,968	0	1	1,111	229,132
	一般	344	534	1,436	1,580	1,032	2,243	538	1,707	274	2,314	4,855	0	0	3	1	16,861
	児童	91	150	644	468	1,196	347	184	540	122	2,144	2,679	7,183	19	0	0	15,767
託麻	計	435	684	2,080	2,048	2,228	2,590	722	2,247	396	4,458	7,534	7,183	19	3	1	32,628
	一般	332	638	1,762	1,888	1,140	1,963	567	2,049	307	3,362	4,804	5	0	0	0	18,817
	児童	72	86	796	580	1,241	393	184	666	139	2,036	2,806	5,739	0	0	0	14,738
中央	郷・参	404	724	2,558	2,468	2,381	2,356	751	2,715	446	5,398	7,610	5,744	0	0	0	33,555
	計	386	597	1,521	1,393	1,151	2,151	547	1,926	299	2,806	5,021	0	0	0	0	17,798
	児童	126	88	528	517	1,454	431	238	824	164	2,412	2,673	5,315	0	0	0	14,770
豊田	計	512	685	2,049	1,910	2,605	2,582	785	2,750	463	5,218	7,694	5,315	0	0	0	32,568
	一般	327	545	1,266	1,386	976	2,456	540	1,430	219	2,372	6,191	0	0	0	1	17,709
	児童	123	123	530	603	1,064	372	239	606	150	1,748	2,321	5,534	69	0	0	13,482
清水	計	450	668	1,796	1,989	2,040	2,828	779	2,036	369	4,120	8,512	5,534	69	0	1	31,191
	一般	325	599	1,647	1,883	1,060	2,073	428	1,757	252	3,979	5,533	0	0	0	0	19,536
	児童	223	140	856	523	1,277	417	228	772	146	2,345	3,141	5,597	0	0	0	15,665
秋津	計	548	739	2,503	2,406	2,337	2,490	656	2,529	398	6,324	8,674	5,597	0	0	0	35,201
	一般	296	657	1,465	1,356	891	2,112	482	1,769	242	2,305	5,255	0	0	1	0	16,831
	児童	113	157	504	584	1,131	411	235	625	93	1,836	2,484	5,432	0	0	0	13,805
南都	計	409	814	1,969	1,940	2,022	2,523	717	2,394	335	4,141	7,739	5,432	0	1	0	30,436
	一般	302	685	1,533	1,784	1,115	2,053	528	2,153	215	3,127	5,802	0	0	0	0	19,297
	児童	92	140	529	321	972	348	193	853	123	1,561	2,439	4,619	44	0	0	12,234
花園	計	394	825	2,062	2,105	2,087	2,401	721	3,006	338	4,688	8,241	4,619	44	0	0	31,531
	一般	205	682	1,142	1,557	1,082	2,588	454	1,528	242	3,083	7,056	0	0	0	0	19,619
	児童	156	155	569	492	1,236	416	193	695	126	1,906	3,109	5,414	31	0	0	14,478
河内	計	361	837	1,711	2,039	2,318	3,004	647	2,213	368	4,989	10,165	5,414	31	0	0	34,097
	一般	177	534	1,430	1,122	885	2,184	359	1,430	230	2,737	6,023	0	0	1	0	17,112
	児童	79	91	543	415	1,123	393	175	697	148	2,065	2,802	4,584	242	0	0	13,347
北都	計	256	625	1,973	1,537	2,008	2,567	534	2,127	378	4,802	8,825	4,584	242	1	0	30,459
	一般	255	395	750	791	574	1,457	279	783	127	1,943	4,863	0	0	0	0	12,217
	児童	106	64	459	412	807	288	154	412	105	1,401	2,139	4,367	0	0	0	10,714
天明	計	361	459	1,209	1,203	1,381	1,745	433	1,195	232	3,344	7,002	4,367	0	0	0	22,931
	一般	251	476	917	1,301	1,008	2,017	535	1,285	186	1,758	4,863	0	0	3	1	14,601
	児童	59	57	282	296	640	180	117	348	68	967	1,621	3,569	0	0	0	8,204
豊田	計	310	533	1,199	1,597	1,648	2,197	652	1,633	254	2,725	6,484	3,569	0	3	1	22,805
	一般	219	458	813	1,246	831	1,888	424	1,079	177	1,401	5,019	0	0	0	0	13,555
	児童	87	79	315	277	599	223	177	412	86	1,126	1,816	3,590	121	0	0	8,908
豊田	計	306	537	1,128	1,523	1,430	2,111	601	1,491	263	2,527	6,835	3,590	121	0	0	22,463
	一般	358	705	1,511	1,608	1,214	2,465	691	1,854	287	2,199	5,237	0	0	0	0	18,129
	児童	141	136	387	402	774	276	285	409	150	1,615	2,098	4,739	95	0	0	11,507
西都	計	499	841	1,898	2,010	1,988	2,741	976	2,263	437	3,814	7,335	4,739	95	0	0	29,636
	一般	236	467	1,077	1,159	1,045	2,145	494	1,037	219	1,603	5,429	0	0	0	0	14,911
	児童	65	98	410	422	981	335	224	484	113	1,452	1,762	4,346	67	0	0	10,759
豊田	計	301	565	1,487	1,581	2,026	2,480	718	1,521	332	3,055	7,191	4,346	67	0	0	25,670
	一般	837	1,672	2,467	4,284	3,335	4,819	1,512	3,747	556	11,560	398	0	0	0	178	35,365
	児童	220	205	817	947	1,465	720	359	968	316	5,928	1	6,456	155	288	0	18,845
豊田	郷・参	90	20	197	92	113	33	33	50	99	63	0	0	0	0	0	790
	計	1,147	1,897	3,481	5,323	4,913	5,572	1,904	4,765	971	17,551	399	6,456	155	288	178	55,000
	一般	90	353	720	835	447	700	236	689	131	1,102	2,131					

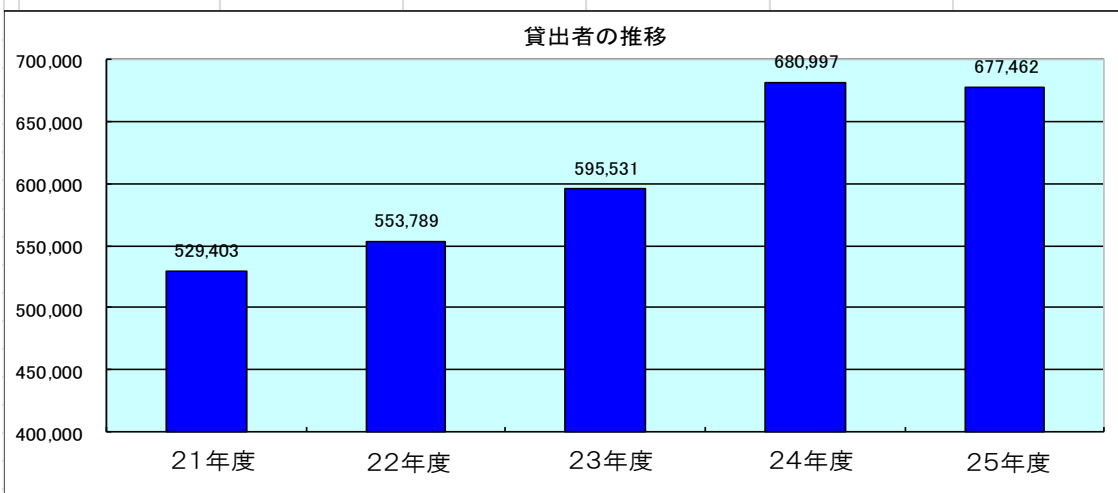
貸出者数					(単位:人)	
館名	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市立図書館		180,797	172,303	168,472	178,564	175,435
BM(移動図書館)		4,002	3,508	3,130	3,045	2,961
植木図書館		—	43,921	42,703	44,470	45,404
BM(移動図書館)		—	—	373	981	1,022
城南図書館	BM(移動図書)	—	—	—	—	5,140
BM(移動図書館)		—	—	—	—	23
プラザ図書館		—	—	48,101	123,443	129,224
東 部		51,217	50,712	50,498	39,547	44,523
龍 田		21,776	25,600	24,629	26,024	25,959
託 麻		31,153	27,658	27,152	27,696	27,698
幸 田		30,710	31,359	32,413	31,477	27,564
中 央		13,265	14,195	13,338	12,258	11,636
清 水		30,848	29,217	28,390	28,620	27,358
秋 津		25,195	24,200	24,254	27,360	23,993
南 部		25,018	21,757	15,431	16,150	14,811
花 園		24,885	19,291	22,109	22,426	20,605
北 部		14,016	12,426	11,730	11,205	9,530
河 内		3,368	3,303	3,078	2,767	2,818
天 明		5,573	4,196	4,940	4,899	4,455
飽 田		12,689	11,681	11,738	9,707	9,014
西 部		24,625	22,853	20,186	21,271	20,646
富 合		16,734	20,624	23,729	24,945	24,688
隈 牟 田		—	5,598	6,318	7,862	6,566
BM(移動図書館)		—	—	389	508	379
五 福		13,532	9,387	12,430	10,848	10,534
はあもにい		—	—	—	4,924	5,476
合 計		529,403	553,789	595,531	680,997	677,462

※プラザ図書館は平成23年10月開館。

※全利用者資格で抽出。

※24年度分から「はあもにい」を追記。

※城南図書室は、平成26年2月で閉室。城南図書館は、3月1日に開館。



館別分類別貸出冊数

館名																(単位:冊)	
分類	0:総記	1:哲学	2:歴史	3:社会	4:自然	5:技術	6:産業	7:芸術	8:語学	9:文学	F:小説	E:絵本	紙芝居	コミック	その他 (雑誌他)	計	
市立図書館	一般	8,548	32,024	36,457	62,928	39,775	103,282	19,168	44,787	9,591	54,906	139,298	0	0	260	2,351	553,375
	児童	1,458	4,427	9,844	7,702	20,057	6,525	3,255	31,858	3,195	26,153	73,418	111,088	9,082	12,277	486	320,825
	郷・参	507	262	2,122	465	302	531	164	569	38	723	1,328	0	0	0	0	7,011
計	10,513	36,713	48,423	71,095	60,134	110,338	22,587	77,214	12,824	81,782	214,044	111,088	9,082	12,537	2,837	881,211	
市立B.M	一般	27	243	396	451	483	1,152	142	185	29	2,190	8,845	0	0	0	6	14,149
	児童	5	5	26	26	100	60	7	98	8	66	249	779	79	0	0	1,508
	計	32	248	422	477	583	1,212	149	283	37	2,256	9,094	779	79	0	6	15,657
榎木図書館	一般	1,206	4,081	6,187	8,860	5,855	15,786	3,421	8,071	1,153	7,738	31,226	0	0	280	30,866	124,730
	児童	483	1,023	2,586	1,357	4,749	2,216	631	5,758	637	2,956	13,345	44,749	2,774	123	1	83,388
	郷・参	0	3	23	14	0	11	7	3	0	27	11	0	0	0	0	99
計	1,689	5,107	8,796	10,231	10,604	18,013	4,059	13,832	1,790	10,721	44,582	44,749	2,774	403	30,867	208,217	
榎木B.M	一般	16	84	131	120	134	457	167	258	29	326	1,199	0	0	0	241	3,162
	児童	0	8	10	14	381	135	152	24	3	26	85	17,655	1,824	0	0	20,317
	計	16	92	141	134	515	592	319	282	32	352	1,284	17,655	1,824	0	241	23,479
城南図書館	一般	150	518	537	913	761	2,843	621	1,212	342	859	2,910	0	0	1	2	11,669
	児童	75	358	453	262	871	315	129	860	198	956	3,772	5,755	210	1	1	14,216
	郷土	0	2	21	3	2	2	0	6	0	3	1	0	0	0	0	40
計	225	878	1,011	1,178	1,634	3,160	750	2,078	540	1,818	6,683	5,755	210	2	3	25,925	
城南B.M	一般	0	2	5	2	4	13	4	5	3	10	32	0	0	0	0	80
	児童	0	1	3	0	0	0	1	3	0	1	2	7	25	0	0	43
	計	0	3	8	2	4	13	5	8	3	11	34	7	25	0	0	123
ブザ図書館	一般	6,458	25,221	24,990	41,261	25,365	66,018	15,962	34,623	8,762	34,204	88,229	0	0	28	174	371,295
	児童	737	2,772	6,795	3,031	11,110	4,286	1,336	10,177	2,010	12,747	47,689	67,726	15	137	6	170,574
	郷・参	16	38	606	121	112	131	122	81	13	192	109	0	0	0	0	1,541
計	7,211	28,031	32,391	44,413	36,587	70,435	17,420	44,881	10,785	47,143	136,027	67,726	15	165	180	543,410	
東部	一般	1,427	4,666	5,819	9,154	5,948	19,288	2,850	7,444	1,204	9,274	38,101	0	0	153	432	105,760
	児童	322	875	2,857	1,494	4,317	1,481	557	4,337	747	5,520	19,189	37,543	300	603	24	80,166
	計	1,749	5,541	8,676	10,648	10,265	20,769	3,407	11,781	1,951	14,794	57,290	37,543	300	756	456	185,926
龍田	一般	951	2,876	3,148	3,993	3,480	10,202	1,879	5,925	594	5,634	23,412	0	0	86	192	62,172
	児童	167	665	2,752	636	2,795	1,151	297	3,669	339	3,550	11,681	22,582	88	176	12	50,560
	計	1,118	3,541	5,900	4,629	6,275	11,353	2,176	9,594	933	9,184	35,093	22,582	88	262	204	112,732
託麻	一般	791	3,299	3,310	5,016	3,942	12,234	2,014	4,291	626	4,904	22,572	0	0	44	142	63,185
	児童	280	576	2,072	917	3,794	1,183	442	3,564	648	2,981	13,648	30,264	141	233	15	60,758
	計	1,071	3,875	5,382	5,933	7,736	13,417	2,456	7,855	1,274	7,885	36,220	30,264	141	277	157	123,943
幸田	一般	744	2,913	2,960	4,209	3,902	14,073	1,724	5,483	777	4,902	25,167	0	0	72	145	67,071
	児童	260	746	1,735	932	3,207	1,322	424	3,980	504	3,103	11,403	27,918	709	310	6	56,559
	計	1,004	3,659	4,695	5,141	7,109	15,395	2,148	9,463	1,281	8,005	36,570	27,918	709	382	151	123,630
中央	一般	297	1,454	1,615	2,062	2,062	4,088	733	1,848	325	2,763	11,683	0	0	18	89	29,037
	児童	102	175	604	185	824	234	76	1,055	158	618	2,624	5,257	8	52	4	11,976
	計	399	1,629	2,219	2,247	2,886	4,322	809	2,903	483	3,381	14,307	5,257	8	70	93	41,013
清水	一般	870	3,541	3,305	5,024	3,786	11,559	1,697	6,410	566	5,415	26,133	0	0	46	143	68,515
	児童	165	821	1,553	778	2,957	1,165	255	3,408	177	2,267	8,458	23,898	9	102	7	46,020
	計	1,035	4,362	4,858	5,802	6,743	12,724	1,952	9,818	763	7,682	34,591	23,898	9	148	150	114,535
秋津	一般	566	3,120	3,364	4,216	3,038	9,903	1,641	6,738	643	4,490	21,243	0	0	151	142	59,255
	児童	164	838	1,799	672	2,629	1,254	400	5,292	427	3,046	12,348	21,398	264	467	8	51,006
	計	730	3,958	5,163	4,888	5,667	11,157	2,041	12,030	1,070	7,536	33,591	21,398	264	618	150	110,261
南部	一般	343	1,705	1,590	2,547	2,127	6,478	969	3,255	395	2,866	14,463	0	0	36	58	36,832
	児童	195	451	811	402	1,512	599	158	2,195	194	1,353	5,210	11,547	106	126	6	24,865
	計	538	2,156	2,401	2,949	3,639	7,077	1,127	5,450	589	4,219	19,673	11,547	106	162	64	61,697
花園	一般	463	2,607	2,470	2,954	2,874	8,768	1,218	3,672	643	4,908	22,784	0	0	9	107	53,477
	児童	126	449	1,189	377	1,797	875	285	3,076	326	1,728	7,490	14,765	827	73	10	33,393
	計	589	3,056	3,659	3,331	4,671	9,643	1,503	6,748	969	6,636	30,274	14,765	827	82	117	86,870
北部	一般	237	1,091	876	1,589	1,296	3,407	700	1,304	286	1,589	7,090	0	0	18	36	19,519
	児童	74	235	729	224	959	345	136	983	85	969	4,642	8,917	30	65	3	18,396
	計	311	1,326	1,605	1,813	2,255	3,752	836	2,287	371	2,558	11,732	8,917	30	83	39	37,915
河内	一般	66	337	321	403	379	1,322	177	625	130	384	2,228	0	0	9	28	6,409
	児童	24	63	96	48	410	100	53	376	28	71	479	2,240	2	17	0	4,007
	計	90	400	417	451	789	1,422	230	1,001	158	455	2,707	2,240	2	26	28	10,416
天明	一般	126	403	444	602	549	1,351	418	802	109	871	4,019	0	0	11	34	9,739
	児童	35	75	190	87	367	115	46	797	53	302	917	2,721	85	211	0	6,001
	計	161	478	634	689	916	1,466	464	1,599	162	1,173	4,936	2,721	85	222	34	15,740
鉾田	一般	161	932	1,156	1,471	1,121	3,508	810	1,488	388	1,395	7,815	0	0	16	46	20,307
	児童	132	379	524	324	1,183	332	126	1,109	199	758	3,203	8,548	189	38	1	17,045
	計	293	1,311	1,680	1,795	2,304	3,840	936	2,597	587	2,153	11,018	8,548	189	54	47	37,352
西部	一般	307	2,020	2,405	2,470	2,744	8,193	1,590	2,656	520	3,176	19,142	0	0	6	77	45,306
	児童	115	368	1,221	545	2,329	980	401	2,432	313	1,906	7,434	21,665	686	32	8	40,435
	計	422	2,388	3,626	3,015	5,073	9,173	1,991	5,088	833	5,082	26,576	21,665	686	38	85	85,741
富合	一般	588	2,706	2,685	3,922	4,189	11,505	2,166	4,706	648	17,535	2,586	0	0	3,035	14,230	70,501
	児童	544	826	1,251	666	3,366	1,441	383	3,856	607	12,782	551	28,229	732	1,469	5	56,708
	郷・参	7	4	55	12	17	11	12	21	14							

政令指定都市立図書館統計 蔵書数・貸出冊数・図書資料費・登録者数等										
(単位：人、冊、円)										
順位	人口	図書館数	蔵書数	貸出冊数	図書資料費 (H25決算)	登録者数	一人当たり 蔵書数	一人当たり 図書資料費	一人当たり 貸出冊数	登録率
1	横浜市	さいたま市	横浜市	大阪市	横浜市	横浜市	静岡市	静岡市	さいたま市	さいたま市
	3,702,093	24	4,059,876	11,779,290	207,781,000	951,811	3.32	261.0	8.11	52.7%
2	大阪市	大阪市	大阪市	名古屋市	名古屋市	札幌市	さいたま市	熊本市	静岡市	相模原市
	2,680,258	24	4,056,540	11,226,241	207,157,000	733,568	2.85	252.1	6.52	51.0%
3	名古屋市	浜松市	さいたま市	横浜市	京都市	さいたま市	浜松市	新潟市	岡山市	岡山市
	2,268,217	23	3,582,901	10,439,041	201,624,000	662,245	2.71	173.3	6.01	49.2%
4	札幌市	名古屋市	名古屋市	さいたま市	大阪市	大阪市	千葉市	京都市	新潟市	堺市
	1,936,639	21	3,291,647	10,184,986	196,452,000	560,963	2.34	137.4	5.73	43.7%
5	神戸市	京都市	札幌市	京都市	熊本市	川崎市	新潟市	さいたま市	堺市	札幌市
	1,538,454	20	2,570,549	7,355,460	186,176,000	533,369	2.33	127.8	5.47	37.9%
6	福岡市	新潟市	静岡市	札幌市	静岡市	名古屋市	岡山市	岡山市	浜松市	川崎市
	1,510,566	19	2,343,937	6,865,135	184,465,000	491,711	2.28	126.8	5.06	36.7%
7	京都市	横浜市	広島市	川崎市	さいたま市	京都市	堺市	広島市	京都市	京都市
	1,467,219	18	2,281,204	6,662,198	160,494,000	442,011	2.25	126.6	5.01	30.1%
8	川崎市	北九州市	千葉市	神戸市	広島市	神戸市	相模原市	浜松市	名古屋市	北九州市
	1,453,427	18	2,259,868	6,497,070	150,120,000	418,815	2.03	109.8	4.95	30.0%
9	さいたま市	千葉市	浜松市	広島市	新潟市	相模原市	熊本市	仙台市	川崎市	千葉市
	1,255,743	14	2,194,263	4,933,242	139,225,000	367,669	1.99	108.5	4.58	28.1%
10	広島市	川崎市	神戸市	静岡市	仙台市	堺市	広島市	北九州市	大阪市	神戸市
	1,186,147	14	2,016,247	4,605,379	115,743,000	366,988	1.92	98.4	4.39	27.2%
11	仙台市	静岡市	福岡市	新潟市	川崎市	岡山市	北九州市	堺市	千葉市	熊本市
	1,066,609	12	1,943,545	4,599,711	109,487,000	350,956	1.89	95.9	4.26	26.9%
12	北九州市	堺市	仙台市	堺市	北九州市	福岡市	仙台市	名古屋市	神戸市	静岡市
	966,976	12	1,941,966	4,597,551	95,144,000	348,456	1.82	91.3	4.22	26.2%
13	千葉市	神戸市	川崎市	福岡市	岡山市	北九州市	大阪市	川崎市	広島市	横浜市
	963,750	11	1,903,525	4,523,129	90,379,000	290,366	1.51	75.3	4.16	25.7%
14	堺市	広島市	堺市	岡山市	浜松市	千葉市	名古屋市	大阪市	相模原市	福岡市
	840,059	11	1,887,319	4,288,157	89,045,000	271,227	1.45	73.3	4.10	23.1%
15	浜松市	福岡市	京都市	仙台市	堺市	広島市	札幌市	千葉市	熊本市	広島市
	810,847	11	1,878,978	4,109,186	80,550,000	263,806	1.33	65.5	4.06	22.2%
16	新潟市	札幌市	新潟市	千葉市	札幌市	熊本市	神戸市	横浜市	北九州市	浜松市
	803,336	10	1,868,232	4,104,955	68,579,000	198,707	1.311	56.1	3.95	21.72%
17	熊本市	岡山市	北九州市	浜松市	福岡市	静岡市	川崎市	相模原市	仙台市	名古屋市
	738,371	10	1,830,283	4,104,177	66,806,000	184,899	1.310	52.7	3.85	21.68%
18	相模原市	仙台市	岡山市	北九州市	千葉市	浜松市	福岡市	福岡市	札幌市	大阪市
	721,178	7	1,627,473	3,824,102	63,130,000	176,100	1.29	44.2	3.54	20.9%
19	岡山市	相模原市	熊本市	熊本市	神戸市	新潟市	京都市	札幌市	福岡市	新潟市
	712,954	4	1,471,323	2,998,875	49,715,000	159,073	1.28	35.4	2.99	19.8%
20	静岡市	熊本市	相模原市	相模原市	相模原市	仙台市	横浜市	神戸市	横浜市	仙台市
	706,823	4	1,462,710	2,960,289	37,977,000	112,376	1.10	32.3	2.82	10.5%

※平成26年度指定都市館長会議統計資料等による。

「図書サービスのあり方について」策定経過	
平成25年度	
年月日	実施事項
平成25年9月	2000人市民委員会アンケート実施
	「図書館サービスについて」
平成25年11月8日	第1回図書館協議会（あり方検討1回目）
	「図書サービスのあり方検討について」
平成26年1月22日	第2回図書館協議会（あり方検討2回目）
	「これからの図書館に求められる役割について」（項目検討）
平成26年度	
平成26年4月22日	第1回図書館協議会（あり方検討3回目）
	「検討項目の具体的論議」
平成26年5月20日	第2回図書館協議会（あり方検討4回目）
	「あり方検討」(中間報告)素案 提示
平成26年5月23日	教育委員会会議
	任期満了に伴う図書館協議会委員委嘱
平成26年6月26日	教育委員会会議
	「あり方検討」(中間報告) 報告
平成26年8月22日	第3回図書館協議会（あり方検討5回目）
	「図書サービスのあり方について」(素案) 議論
平成26年10月(予定)	第4回図書館協議会（あり方検討6回目）
	「図書サービスのあり方について」(素案) 承認
平成26年12月(予定)	教育委員会会議
	「図書サービスのあり方について」(素案) 協議
平成26年12月(予定)	教育企画市民委員会
	「図書サービスのあり方について」(素案) 報告

熊本市立図書館協議会委員名簿

区分	氏名	所属団体・役職名	任期
学識経験	山中 守	尚絅大学学長補佐（教授）兼図書館長	
学識経験	吉村 純一	熊本学園大学商学部 学部長（教授）	
学校教育	田中 誠也	熊本市学校図書館協議会会長 （熊本市立田迎南小学校長）	
社会教育	下城 明美	熊本市社会教育委員	
家庭教育	山野 佳子	熊本市PTA協議会常任理事	
家庭教育	吉永 千草	植木おはなしの会代表	
家庭教育	石坂 真好	公募委員	平成24年7月26日～ 平成26年7月25日
社会教育	加藤 貴司	熊本市地域公民館連絡協議会事務局長	平成26年6月1日～
社会教育	森永 義男	熊本市地域公民館連絡協議会会長	～平成26年5月31日

図書サービスのあり方について

平成 27 年 月

熊本市教育委員会事務局 熊本市立図書館

〒862-0971 熊本市中央区大江 6 丁目 1-74

TEL 096-363-4522

FAX 096-372-4252

メールアドレス / toshokan@city.kumamoto.lg.jp

第三次熊本市子ども読書活動推進計画（案）

目次

◆第1章 策定の趣旨	2
1 計画策定の背景	
2 第二次計画の成果と課題	
(1) 4つの基本方針ごとの主な取り組み	
(2) 成果	
(3) 課題	
◆第2章 計画の基本的な考え方	9
1 基本的事項	
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画の策定経過	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の対象	
2 基本理念	
3 計画がめざす姿	
4 第三次計画の成果指標と達成目標	
5 基本方針	
6 子どもの読書活動推進体制	
(1) 熊本市子ども読書活動推進会議の設置	
(2) 熊本県立図書館や近隣市町等との連携・協力	
◆第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み	13
[計画の体系図]	
1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	
2 学校図書館と市立図書館等の機能充実	
(1) 学校図書館の機能充実	
(2) 市立図書館等の機能充実	
3 市民協働による子どもの読書活動の推進	
(1) 市民協働による推進	
4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進	
(1) 広報・啓発活動の推進	
◆参考指標一覧	26
◆資料	27

第1章 策定の趣旨

1 計画策定の背景

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもは本との出会いにより、実生活では体験することのできない冒険に心躍らせたり、科学や歴史、社会等への関心が深まるなど、未来をたくましく切り拓くための活力の源となります。

しかし、子どもたちを取り巻く社会は、インターネットや携帯電話等の様々な情報機器の発達・普及により、機器に触れるだけで、誰でも簡単に様々な情報を入手でき、いつでもどこでもゲームやSNS(※1)を利用できる環境にあります。

このような環境の中で、子どもたちの読書への関心が薄れ、読書離れが進むことが懸念されています。

平成13年、国において「子どもの読書活動推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、施策の基本的な方向性と具体的な方策を示した「子どもの読書活動に関する基本的な計画」(平成14年8月[第一次計画]、平成20年3月[第二次計画]、平成25年5月[第三次計画])が策定されました。

また、図書館法の一部改正(平成20年)を反映した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正(平成24年)や、「学校司書」についての規定を加える学校図書館法の一部改正(平成26年)を行うなど、子どもの読書活動に関連する法制上の整備も進められ、国を挙げて子どもの読書活動が推進されています。

本市においては、平成17年に「熊本市子ども読書活動推進計画」(平成17年度～21年度)(以下、「第一次計画」という。)、平成22年に「第二次熊本市子ども読書活動推進計画」(平成22年度～26年度)(以下、「第二次計画」という。)を策定し、子どもの読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、行政が連携協力しながら様々な取り組みを行っていますが、第二次計画の期間が、平成27年3月をもって満了となります。

そこで、これまでの成果と課題を検証するとともに「熊本市第6次総合計画」や「熊本市教育振興基本計画」、「熊本市生涯学習指針～「わくわく学習都市くまもと」の実現を目指して～」等を踏まえ、今後、5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにする「第三次熊本市子ども読書活動推進計画」(平成27年度～31年度)(以下「第三次計画」という。)を策定するものです。

(※1)SNS

LINE、FaceBook、Twitter等、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイトのこと。

2 第二次計画（平成22年度～平成26年度）の成果と課題

第二次計画では、4つの基本方針を設定し施策を推進しました。

(1) 4つの基本方針ごとの主な取り組み

基本方針1「家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進」

家庭をはじめ、地域や学校などにおいて、様々な機会をとらえ、読み聞かせや読書の時間など、継続的な読書活動の場をすることにより、子どもたちが自然に読書に親しむきっかけづくりと読書習慣の基礎づくりを進めました。

(家庭における子どもの読書活動の推進)

- ・乳幼児向けの良書を紹介した冊子「このほんよんで」の作成・配布
- ・子育て支援センター等への「このほんよんで」掲載絵本の配置
- ・小学校低学年向けの良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」の作成・配布（小学校1年生）

(地域における子どもの読書活動の推進)

- ・各年齢層向けのおはなし会・紙芝居・人形劇等の多様な行事の開催（図書館）
- ・身近な場所でのおはなし会等の行事の開催（公民館図書室）
- ・読書感想文コンクール指定図書の展示、おすすめ本の紹介（図書館・公民館図書室）

(学校等における子どもの読書活動の推進)

- ・朝の読書等の読書を習慣づける活動
- ・各学校での必読書や推薦図書の設定
- ・学校図書館司書業務補助員を対象にした研修や図書主任会の開催
- ・保育園・幼稚園でのおはなし会の開催

基本方針 2 : 「学校図書館と市立図書館等の機能充実」

市立図書館等の豊富な図書資料や人的資源を有効に活用するとともに、子どもたちにとって身近な読書活動の拠点となる学校図書館や市立図書館の機能強化により、子どもたちの豊かな読書環境の確保に取り組みました。

(学校図書館の機能充実)

- ・学校図書館図書標準(※1)達成に向けた図書購入
- ・新聞、子ども新聞の配置
- ・司書業務補助員の配置
- ・学校図書館へのエアコンの設置
- ・図書物流システムによる学校図書館・市立図書館の図書資源の共有
- ・子ども読書活動推進ホームページによる各学校での取り組み事例等の紹介
- ・学校図書館支援センターによる学校図書館へのシステム操作、配架、レイアウト等の助言
- ・「としょかんへおいでよ」掲載図書の学校へのセット貸出

(市立図書館等の機能充実)

- ・市立図書館、分館、プラザ図書館、公民館図書室の児童書の充実
- ・市立図書館に子どもカウンターを設置し、読書相談、おはなし会等の活動を支援
- ・くまもと森都心プラザ図書館（平成 23 年 6 月開館）に子どもカウンターやおはなしの部屋を設置し、子どもが読書に親しみやすい環境を整備
- ・城南図書館（平成 26 年 3 月開館）は、児童館を併設した図書館として児童書を充実させ、おはなしコーナーを設置し、子どもの読書環境を整備

(※1)学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小学校、中学校、特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されている。

基本方針3：「民間団体等との連携・協力による子どもの読書活動の推進」

子どもの読書活動を推進している民間団体等と連携・協力し、地域活動のネットワークづくりに取り組むなど、市民協働による子どもの読書活動に取り組んできました。

(民間団体等との連携・協力の推進)

- ・ボランティアと連携・協力したおはなし会や読み聞かせ等の実施
- ・ボランティアの技術向上を目的とした勉強会・研修会の開催
- ・子育て支援センターや子育てサークル等の地域の団体が開催するおはなし会等へのボランティアの紹介
- ・地域文庫(※1)等への団体貸出
- ・学校支援ボランティア(※2)による読み聞かせやブックトーク(※3)の開催、学校図書館の飾りつけ、図書の修理

基本方針4：「子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進」

「子ども読書の日(※4)」や「読書週間」を中心とした読書推進事業や、子どもたちへの様々な機会を捉えた啓発活動などを通じて、子どもから大人まで幅広い市民に対して子どもの読書活動の啓発・普及・広報に取り組んできました。

(広報・啓発活動の推進)

- ・「こどもの読書週間(※5)」に子どもを対象にした行事・イベントを開催
- ・「読書感想文コンクール」「童話発表コンクール」「調べ学習コンクール」の開催
- ・各施設の広報紙、ホームページ等による子どもに関する行事・イベント等の情報提供
- ・熊本市生涯学習情報システム「わくわく学習情報くまもと」を活用した、子どもに関する行事・イベントや地域で活動する団体の情報提供

(※1)地域文庫

自宅を開放したり団地の集会所などを借りて、子どもたちに本を貸し出したり、読み聞かせをしたりする団体及び個人のこと。

(※2)学校支援ボランティア

特色ある教育活動及び地域に開かれた学校づくりの推進のため、学校において登録を行い、学校を活動対象としてボランティア活動を行う人

(※3)ブックトーク

子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

(※4)子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、4月23日を子ども読書の日と定めた。

(※5)こどもの読書週間

4月23日～5月12日の約3週間、社団法人 読書推進運動協議会の主催で全国的に行われる年中行事

(2) 成果

従来からの取り組みを進めるとともに、第二次計画期間における新たな取り組みとして、小学校低学年向けの良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」を作成し、小学校1年生への配布と掲載図書为学校へのセット貸出を開始しました。

また、学校図書館においては、新聞等を新たに配置し、市立図書館では子どもカウンターを設置しました。その他、新設した「くまもと森都心プラザ図書館」(平成23年6月開館)には、子どもカウンターやおはなしの部屋を設置し、「城南図書館」(平成26年3月開館)は、児童館を併設した図書館として児童書を充実させ、おはなしコーナーを設置するなど、子どもの読書環境の整備を進めました。

このような取り組みにより、「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合は、中学校・高等学校で増加し、1か月に1冊以上本を読んだ子どもの割合は、小学校・中学校で目標値を達成し、図書館・公民館図書室での児童書の貸出冊数や学校図書館の貸出冊数が増加するなど、読書習慣の定着には、一定の成果を上げることができました。

(3) 課題

第二次計画期間においては、1か月に1冊以上本を読んだ子どもの割合については、小学校・中学校・高等学校と学校段階が進むにつれて低くなる傾向は、改善が見られませんでした。

また、休みの日に読書をする高校生が減少し、一斉読書活動、推薦図書等の取り組みが行われていない学校や学校単位で見た学校図書館図書標準冊数を達成していない学校があります。市立図書館では、おはなしボランティアの登録者数は、あまり増加しませんでした。

そこで、今後は現在の取り組みを更に進めることに加え、小学校から中学校、高等学校へと持続して読書に親しむ環境の整備に取り組むとともに、ボランティアの養成や地域での活動機会の提供に積極的に取り組み、地域と一体となって読書活動を推進していく必要があります。

【成果指標】

(1) 「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合 (%) (※1)

	基準値 (H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標値	達成状況
小学校	90.5	89.8	89.7	90.1	90.5	90.3	92.0	横ばい
中学校	72.7	73.3	73.6	75.7	75.9	78.6	77.5	達成
高等学校	64.2	61.6	67.7	70.2	72.8	69.6	72.0	増加傾向

(2) 1ヶ月間に1冊以上本を読んだ子どもの割合 (%) (※1)

	基準値 (H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標値	達成状況
小学校	98.3	98.9	98.5	98.6	98.6	99.0	99.0	達成
中学校	84.3	82.6	83.2	84.3	83.4	85.0	85.0	達成
高等学校	48.5	57.9	53.0	49.6	51.0	42.8	60.7	減少傾向

(3) 市立図書館・公民館図書室の児童書の貸出冊数 (冊) (※2)

基準値 (H20)	H21	H22	H23	H24	H25	目標値	達成状況
769,361	916,092	1,072,579	964,236	1,198,743	1,197,890	815,000	達成

(※1)毎年9月に実施した「子どもの読書活動に関する調査」の調査結果による。

(※2)市立図書館・分館・プラザ図書館・公民館図書室等における児童書の貸出冊数の合計

【参考指標】 H25 現在の達成状況、H26 年度の数値が確定次第、変更予定。

項目		基準値 (※1)	H26	目標値	達成状況
1 休みの日に読書をする子どもの割合 (%)	小学生	67.4 (H21)	67.8 (H26)	73.0 (H26)	横ばい
	中学生	33.9 (H21)	37.8 (H26)	40.0 (H26)	増加傾向
	高校生	25.5 (H21)	18.6 (H26)	31.0 (H26)	減少傾向
2 全校一斉読書活動実施校の割合 (%)	小学生	98.7 (H21)	86.4 (H25)	100.0 (H26)	減少傾向
	中学生	89.5 (H21)	35.7 (H25)	100.0 (H26)	減少傾向
3 学校図書館における児童・生徒一人当たりの貸出冊数 (%) (※2)	小学生	13.3 (H21)	16.5 (H25)	15.0 (H26)	達成
	中学生	3.3 (H21)	4.4 (H25)	5.0 (H26)	増加傾向
4 必読書・推薦図書を定めている学校の割合 (%)	小学校	44.4 (H21)	70.7 (H25)	100.0 (H26)	増加傾向
	中学校	44.7 (H21)	66.7 (H25)	100.0 (H26)	増加傾向
5 学校図書館図書標準に対する整備率 (%)	小学校	96.5 (H20)	107.0 (H25)	100.0 (H25)	達成
	中学校	93.1 (H20)	104.9 (H25)	100.0 (H25)	達成
6 市立図書館等、公民館図書室の児童書蔵書冊数 (冊)		318,473 (H20)	441,150 (H25)	353,000 (H25)	達成
7 図書資料の物流冊数 (冊) (※3)		132,772 (H20)	130,015 (H25)	150,000 (H25)	横ばい
8 市立図書館の団体貸出制度の利用団体数 (団体)		30 (H20)	28 (H25)	40 (H25)	横ばい
9 市立図書館のおはなしボランティア登録者数 (人)		120 (H20)	125 (H25)	170 (H25)	横ばい

(※1)参考指標の基準値について

①参考指標1～4:平成21年9月の調査結果を基準値とする。

②参考指標5～9:平成20年度末の実績を基準値とする。

(※2)学校図書館における4月～6月の3ヶ月間の個人平均貸出冊数

(※3)学校からのリクエストに応じ、市立図書館や他校の資料を貸し出す「リクエスト便」及び市立図書館が管理する物語図書のセットを学校図書館に貸し出す「物語定期便」の合計

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「熊本市第6次総合計画」並びに「熊本市教育振興基本計画」の分野別計画に位置づけられるものです。

また、この計画の策定にあたっては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」、「熊本県子どもの読書活動の推進計画（第三次）」等を参考にするとともに、「熊本市生涯学習指針」など、関連する諸計画等と調和・連携するものとします。

(2) 計画の策定経過

この計画の策定にあたっては、平成26年6月、教育委員会事務局内にワーキンググループを設置して検討を行うとともに、熊本市子ども読書活動推進会議において協議を重ねてきました。

また、平成26年9月に学校へのアンケート調査を実施し、子どもの読書活動の現状の把握に努めるとともに、社会教育委員会議、市立図書館協議会等での意見を踏まえ、素案を作成し、教育委員会会議において決定しました。

(3) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化等を踏まえ、必要な対応を図ることとします。

(4) 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

2 基本理念

子どもたちは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎となる力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりしていきます。また、書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、知的探究心や真理を求める態度を培っていきます。

一方、社会が急激に変化していく中、子どもたちが、これからの社会を力強く生きていくために、読書活動などを通じて生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身につけていくことは、とても重要なことです。

そのためには、子どもの興味・関心を尊重しながら、子どもが自ら読書習慣を身につけていけるよう、社会全体で支援することが大切です。

そこで、本市では、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、関係機関、団体、事業者等が緊密に連携・協力しながら、積極的にそのための環境を整備し、豊かな感性や創造力、表現力などを備えた子どもをはぐくんでいきます。

3 計画がめざす姿

2の基本理念を踏まえ、計画がめざす姿を次のように描きます。

「子どもわくわく！ 読書の森くまもと」

家庭では、保護者などが子どもの読書活動に理解と関心をもち、子どもと一緒に本を読んでコミュニケーションを図っています。

また、地域や学校では、子どもの読書活動を支援するために様々な機関、団体、事業者等が連携し、さまざまな場所でおはなし会や絵本の読み聞かせなどを行い、子どもに本の魅力を伝えています。

このような環境の中で、子どもたちは、日頃から読書に親しみ、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを身につけています。

4 第三次計画（平成27年度～平成31年度）の成果指標と達成目標

第三次計画の施策を展開するにあたって、進捗状況や効果を把握するために、成果指標と達成目標を以下の通り設定します。

(1) 「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合

第二次計画に引き続き、子どもが読書に対して前向きな考え方をもち、自主的な読書活動が進むよう、「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合を指標として定めます。

[達成目標] (％)

	基準値 (H26)	H27	H28	H29	H30	目標値 (H31)
小学校	90.3	90.7	91.0	91.4	91.7	92.0
中学校	78.6	79.6	80.6	81.6	82.6	83.0
高等学校	69.6	70.6	71.6	72.6	73.6	74.0

(2) 1か月間に1冊も本を読まない子どもの割合

国の第三次計画では、1か月間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合を今後10年間で半減させることを目指しており、本市においても、読書習慣の定着が進むよう、「不読者」の割合を指標として定めます。

[達成目標] (％)

	基準値 (H24)	H27	H28	H29	H30	目標値 (H31)
小学校	1.4	1.0	0.95	0.9	0.85	0.8
中学校	15.7	13.4	12.6	11.8	11.0	10.2
高等学校	50.4	42.9	40.4	37.9	35.4	32.8

※ 国の第三次計画において、平成24年度の不読率を平成34年度に半減させる目標が設定されている。そこで、本市の計画においても、平成24年度を基準値として10年後に半減させることを目標とし、平成31年度の目標値を設定。

(3) 児童書の貸出冊数

読書活動が全体の数量として、どのように増大したのかを確認するため、市立図書館・分館・プラザ図書館・公民館図書室における児童書の貸出冊数の合計を指標とします。

[達成目標] (冊)

基準値 (H25)	H26	H27	H28	H29	目標値 (H30)
1,197,890	1,210,000	1,220,000	1,230,000	1,240,000	1,250,000

5 基本方針

子どもたち自身が多くの本に出会い、読書のおもしろさ、すばらしさを発見できるような環境を作るために、次の4つを基本方針に掲げ、子どもの読書活動を推進します。

基本方針1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

家庭をはじめ、地域や学校などにおいて、様々な機会をとらえ、読み聞かせや読書の時間など、継続的な読書活動の場をすることにより、子どもたちが自然に読書に親しむきっかけづくりと読書習慣の基礎づくりを進めます。

また、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向を踏まえ、読書習慣を維持する取り組みを行います。

基本方針2 学校図書館と市立図書館等の機能充実

子どもたちにとって身近な読書活動の拠点となる学校図書館と市立図書館等の資料の充実を進め、連携を維持するとともに、子どもたちに快適な読書スペースを提供することにより、子どもたちの豊かな読書環境を確保します。

基本方針3 市民協働による子どもの読書活動の推進

ボランティアの育成や活動体制の整備を進めるとともに、地域での新たな活動機会等の提供に取り組み、市民協働による子どもの読書活動を推進します。

基本方針4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進

「子ども読書の日」や「読書週間」を中心とした読書推進事業や、子どもたちへの様々な機会を捉えた啓発活動の充実などを通じて、子どもから大人まで幅広い市民に対し読書活動への理解と協力を促します。

6 子どもの読書活動推進体制

(1) 熊本市子ども読書活動推進会議の設置

本計画を効果的に推進するために、関係各課からなる「熊本市子ども読書活動推進会議」を設置し、事業の進捗状況を把握しながら、子どもの読書活動推進事業の継続的な進行管理を行います。

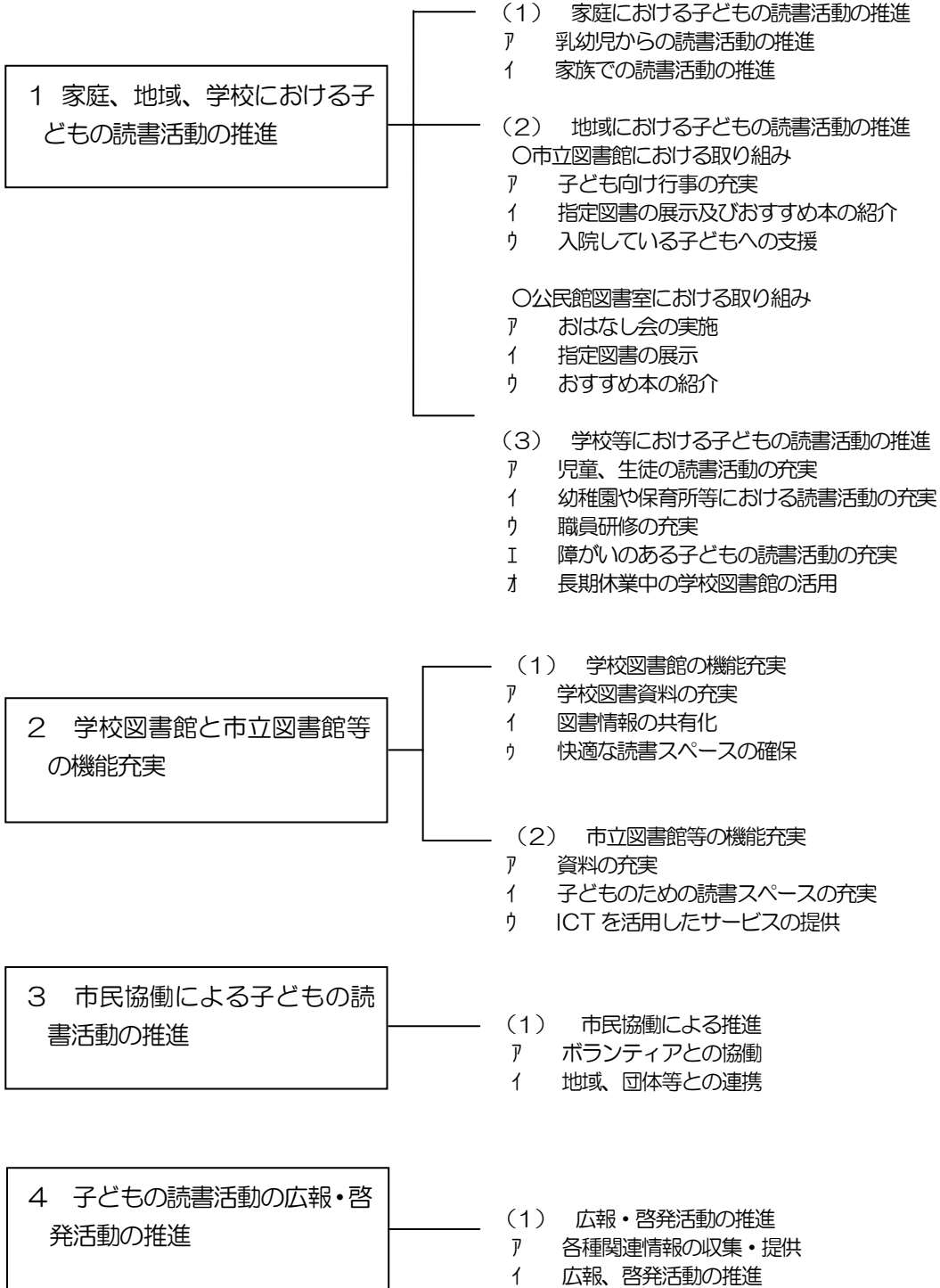
(2) 熊本県立図書館や近隣市町等との連携・協力

熊本県立図書館や熊本県点字図書館の協力等も得ながら、近隣市町や学校図書館協議会など関係する諸団体と連携し、情報交換を図りながら子どもの読書活動の推進に努めます。

第3章 子どもの読書活動の推進のための取り組み
[計画の体系図]

【基本方針】

【推進への取り組み】



1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、生活の場の基本であり、子どもが日常生活を過ごすなかで自然に本に親しむことができる環境をつくることが重要です。

保護者が子どもの成長にあわせて読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするためのきっかけとなるよう、子ども向け良書の紹介や家族での読書活動の推進などに取り組んでいきます。

ア 乳幼児期からの読書活動の推進

担当部署	市立図書館
概要	<p>① 乳幼児向けの良書を紹介した冊子「このほんよんで」を赤ちゃんのいる家庭へ届けるなど、絵本を通じて親子が触れ合う大切さを伝えていきます。また、「このほんよんで」に掲載している本を以下の施設へ継続して配置するとともに、配置施設の拡充に努めます。</p> <p>(配置先) 保健子ども課、子育て支援センター、市立幼稚園、子ども文化会館、児童館、小児科病床を有する公的病院、子どもの発達支援センター</p> <p>(配置予定施設) 市立保育園など</p> <p>② 小学校低学年向けに良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」を作成し、市内の小学校1年生に配布します。また、小学校中・高学年向けの冊子の作成に取り組みます。</p> <p>③ おはなしボランティアと協働して、乳幼児を対象としたおはなし会等の開催に努めます。</p>
方向性	現在の内容を拡充していく。

イ 家族での読書活動の推進

担当部署	市立図書館、生涯学習推進課、指導課
概要	家族で図書館や地域文庫等に出かけることや、ともに読書することなど、家族と一緒に読書を楽しむ習慣をつくることを呼びかけ、家族での読書活動を推進していきます。
方向性	現在の内容を拡充していく。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

-市立図書館を核とした取り組み-

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところで本と親しむことができる環境をつくることが重要です。

このため、地域における子どもの読書活動の推進の中核を担う市立図書館や公民館図書室において、子どもが本と出会い親しむことができ、気軽に相談できる場所となるような環境の整備や、中学生・高校生等を引き付けるような多様な行事を開催するなど読書活動の普及・啓発に努めていきます。

○市立図書館における取り組み

ア 子ども向け行事の充実

担当部署	市立図書館
概要	子どもの発達段階に応じたおはなし会、紙芝居、人形劇など、多様な子ども向け行事を定期的で開催します。
方向性	現在の内容を拡充していく。

担当部署	市立図書館、指導課
概要	中学生・高校生等の関心を引くような講演会やビブリオバトル(※1)等の多様な行事の開催に取り組みます。
方向性	現在の内容を拡充していく。

イ 指定図書の実施及びおすすめ本の紹介

担当部署	市立図書館
概要	① 読書感想文コンクール関係の指定図書、季節や各種イベント等に応じた本などを展示し、児童・生徒の利用を促します。 ② 図書館のホームページや「図書館だより」に新刊本・おすすめ本を掲載し、児童・生徒の利用を促します。
方向性	現在の内容を継続していく。

(※1)ビブリオバトル

自分が読んで好きになった本、おもしろいと思った本、みんなにも読んで欲しいと思った本を各自が持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションを行い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決める書評会のこと。

効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

ウ 入院している子どもへの支援

担当部署	市立図書館
概要	① (再掲)小児科病床を有する公的病院に対して、「このほんよんで」に掲載されている絵本を配架します。 ② 病院で活動されるボランティア等へ絵本・児童書の団体貸出を行います。 ③ 病院からの依頼により、おはなしボランティア等を病院へ派遣します。
方向性	現在の内容を継続していく。

○公民館図書室における取り組み

ア おはなし会の実施

担当部署	公民館図書室
概要	定期的に、乳幼児向け、小学生向けなどのおはなし会を実施します。
方向性	現在の内容を継続していく。

イ 指定図書展示

担当部署	公民館図書室
概要	読書感想文コンクール関係の指定図書や自由研究に役立つ本などを展示し、夏休みにおける児童・生徒の利用を促します。
方向性	現在の内容を継続していく。

ウ おすすめ本の紹介

担当部署	公民館図書室
概要	「公民館だより」「図書室だより」などに新刊本・おすすめ本を掲載し、児童・生徒の利用を促します。
方向性	現在の内容を継続していく。

(3) 学校、幼稚園や保育所等における子どもの読書活動の推進

学校、幼稚園や保育所等は、子どもの主体的、意欲的な読書習慣を培う場として、重要な役割を担っています。

このような場において、計画的、継続的に子どもの読書活動が推進されることは、子どもの読書に対する意欲の向上や読書習慣の確立、さらには言語能力の向上のためにとっても大切なことです。

そのため、学校においては、司書教諭や学校図書館司書業務補助員が核となった学校全体での読書活動の計画的な実施や、各教科等の授業における図書館の積極的な活用を進めるとともに、地域や家庭の協力を得ながら、子どもが学校でも家庭でも読書の時間を楽しみ、本にふれる機会が充実するような取り組みを進めていきます。

ア 児童・生徒の読書活動の充実

担当部署	指導課、学務課、市立図書館（学校図書館支援センター）
概要	<p>① 読書の日常化を目指し、朝の読書活動等、児童・生徒が本に触れる機会を増やす活動を広げていきます。</p> <p>② 学校職員のみならず、PTAと連携したり、学校支援ボランティアの参加を呼びかけたりしながら、家庭での読書時間の確保や読み聞かせ等の活動を広げ、児童、生徒の本に対する興味、関心を高めていきます。</p> <p>③ 読書内容の質の向上のために、推薦図書の提示等、児童・生徒の選書の支援に取り組んでいきます。</p> <p>④ 市立図書館内の「学校図書館支援センター」による学校図書館の蔵書データベースや情報ネットワークの管理、図書物流システムの運営や図書を活用した授業支援等を行います。</p>
方向性	現在の内容を拡充していく。

イ 幼稚園や保育所等における読書活動の充実

担当部署	指導課、保育幼稚園課
概要	保護者やボランティアの協力を得ながら、読み聞かせ活動等を充実し、子どもたちの読書への関心を高め、想像豊かに本を楽しむ素地を育む実践を進めていきます。
方向性	現在の内容を継続していく。

ウ 職員研修の充実

担当部署	市立図書館（学校図書館支援センター）、指導課、学務課
概要	<p>① 司書が学校図書館を訪問し、選書や蔵書についての助言を行う。また、新任の学校図書館司書業務補助員に対して、図書の管理に関するパソコンの操作及び実務研修を実施します。</p> <p>② 学校全体での図書館教育充実のために、教職員と学校図書館司書業務補助員の連携が図れるように、図書主任会、学校図書館司書業務補助員連絡会等を実施します。</p>
方向性	研修内容の充実を図っていく。

エ 障がいのある子どもの読書活動の充実

担当部署	市立図書館（学校図書館支援センター）、総合支援課
概要	<p>① しかけ絵本、音が出る絵本、布絵本等の子どものニーズに応じた図書の充実に努めます。</p> <p>② 各学校からのリクエストに応じて、子どものニーズに応じた図書の貸出を行います。</p> <p>③ 障がいのある子どもの身近に本があるようにするとともに、読書の時間を確保したり、読み聞かせ等の活動を実施したりするなど、読書への関心を高めていきます。</p>
方向性	現在の内容を継続していく。

オ 長期休業中の学校図書館の活用

担当部署	学務課、指導課
概要	子どもたちの読書の機会を拡充するために、長期休業中の学校図書館の開放を進めていきます。
方向性	現在の内容を継続していく。

2 学校図書館と市立図書館等の機能充実

(1) 学校図書館の機能充実

学校図書館は、子どもたちにとって身近な読書活動の拠点として、自主的な読書活動や読書習慣を形成する上で、とても重要な役割を担っています。

そのために、学校図書館の資料の充実を図るとともに、学校図書館支援センターによる各種情報の提供や快適な読書スペースの確保等により、学校図書館の機能充実に取り組んでいきます。

ア 学校図書資料の充実

担当部署	学務課、市立図書館（学校図書館支援センター）
概要	① 全学校の学校図書館図書標準達成に向け、計画的な蔵書の購入と更新を行います。 ② 学校からのリクエストに応じ、市立図書館や他校の資料を貸し出します。 （リクエスト便） ③ 市立図書館が管理する物語図書のセットを学校図書館に貸し出します。 （物語定期便） ④ 小学生向けの良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」の掲載図書をセットで学校へ貸し出します。
方向性	現在の内容を拡充していく。

イ 図書情報の共有化

担当部署	市立図書館（学校図書館支援センター）
概要	① 子ども読書活動推進ホームページに、各学校の実践事例や各学校で作成した「図書館だより」を掲載し、各学校の取り組み状況等の情報の共有化を図っていきます。 ② 学校図書館支援センターから学校図書館に関する各種情報等の提供を行う「本の散歩」を発行します。
方向性	現在の内容を継続していく。

ウ 快適な読書スペースの確保

担当部署	学務課、市立図書館（学校図書館支援センター）
概要	① 各学校図書館を訪問し、配架、レイアウトの助言を行っていきます。 ② 学校図書館における図書の紹介、利用案内及び広報の充実に取り組んでいきます。
方向性	現在の内容を継続していく。

(2) 市立図書館等の機能充実

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動を楽しむ図書館等があり、そこに読みたい本や知りたい情報が整備されていることが重要です。

そのため、図書資料の充実を図るとともに、子どもたちのための読書スペースの充実等により市立図書館等の機能充実に取り組んでいきます。

ア 資料の充実

担当部署	市立図書館
概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 読書への動機づけになるような絵本、文学、伝記、雑誌を収集します。 ② 自然科学分野に興味や関心を抱かせる資料を収集します。 ③ 中学生・高校生等向けの図書や雑誌を収集します。 ④ 外国語の絵本や児童書を収集します。英語、中国語、韓国語など多様な外国語図書を収集するように努めます。 ⑤ 障がいのある子どもを対象として、「布の絵本」、「録音図書（CD）」を収集します。また、DVDは字幕入りを収集するように努めます。 ⑥ 指導者向けの児童書や子どもの読書活動に関する研究書の収集に努めます。 ⑦ 熊本の歴史、風土に関わる地域の伝説、民話、伝承遊びなど子ども向けの郷土資料を発掘し収集します。
方向性	現在の内容を継続していく。

イ 子どものための読書スペースの充実

担当部署	市立図書館
概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもたちにとって居心地のいい読書スペースの提供に努めます。 ② 子どもたちの興味や関心を引くような図書の展示や紹介等に取り組みます。 ③ 子ども専用のカウンターを継続して設置し、読書相談、夏休みの自由研究、調べ学習等のレファレンス（※1）を行います。
方向性	現在の内容を拡充していく。

（※1）レファレンス

図書館利用者が、身近な疑問や知りたい情報などが分かる資料を探すお手伝いをするサービス

ウ ICTを活用したサービスの提供

担当部署	市立図書館
概要	① 子どもたちが読みたい本を見つけやすいようにホームページや館内の資料検索機の機能向上に取り組めます。 ② 電子書籍が急速に普及していることを踏まえ、積極的に情報収集しその対応を調査研究します。
方向性	現在の内容を拡充していく。

3 市民協働による子どもの読書活動の推進

(1) 市民協働による推進

子どもの読書活動の推進においては、ボランティア等との協働により、地域ぐるみで進めることが重要です。

このため、ボランティアの育成や活動体制の整備等を進めるとともに、地域での新たな活動機会等の提供に取り組み、市民協働による子どもの読書活動を推進します。

ア ボランティアとの協働

担当部署	市立図書館、公民館図書室
概要	① ボランティアと協働して、布絵本の作成、図書の修理や配架等を行います。 ② ボランティアと協働して、「おはなし会」「紙芝居」等の読書活動啓発行事を開催します。 ③ 各種養成講座を開催し、ボランティアを育成します。 ④ ボランティアの資質や能力の向上を目的として、講座、勉強会、研修会を開催します。 ⑤ ボランティアの主体的な活動や情報の共有ができる体制の整備を行います。 ⑥ 地域で開催されるおはなし会等へボランティアを紹介する等、地域での新たな活動機会や場所の提供に取り組みます。
方向性	現在の内容を拡充していく。

イ 地域、団体等との連携

担当部署	市立図書館
概要	① 地域文庫や家庭文庫等へ絵本や児童書の貸出を行い、子どもたちが本に触れ合う機会を提供します。また、貸出を行う団体等の拡充に努めます。 ② 地域で活動する団体やボランティアへ読み聞かせやおはなし会等に使用する布絵本、エプロンシアター、大型絵本・紙芝居等の資料を貸し出します。
方向性	現在の内容を継続していく。

4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性などについて、理解を広めることが重要です。

子どもたちをはじめ、地域社会全体で読書活動への取り組みの機運が高まり、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するために、効果的な啓発・広報活動を展開していきます。

ア 各種関連情報の収集・提供

担当部署	市立図書館、教育政策課
概要	① 「図書館だより」「図書館ホームページ」「市政だより」のほか、家庭向け教育情報誌「ウィズ・ユー」や子育て関連の情報誌等により、子どもに関する行事・イベント等の情報提供を行います。 ② 公民館図書室等のおはなし会の開催情報を「このほんよんで」の配布に併せて提供します。
方向性	現在の内容を継続していく

担当部署	公民館図書室
概要	「公民館だより」「公民館図書室だより」等により、子どもに関する行事・イベント等の情報提供を行います。
方向性	現在の内容を継続していく

担当部署	生涯学習推進課
概要	熊本市生涯学習情報システム「わくわく学習情報くまもと」を活用して子どもに関する行事・イベントや地域で活動する団体等の情報提供を行います。
方向性	現在の内容を継続していく

イ 広報、啓発活動の推進

担当部署	市立図書館
概要	<p>① 「子ども読書の日」(4月23日)、「こどもの読書週間」(4月下旬から5月下旬にかけて約3週間)に、子どもを対象にした多様な行事を開催します。</p> <p>② 読書感想文コンクール、童話発表コンクール、調べ学習コンクールを実施します。</p> <p>③ 学校等が行う職場体験、社会施設見学などを積極的に受け入れ、図書館の利用や読書への関心を高めます。</p>
方向性	現在の内容を継続していく

担当部署	生涯学習推進課、市立図書館
概要	生涯学習関係機関連絡会議等を活用して、読書活動に関わる事業を啓発します。
方向性	現在の内容を継続していく

第三次計画参考指標一覧 H26年度の数値が確定次第、記入予定。

項目		基準値(※1)	目標値
1 休みの日に読書をする子どもの割合	小学生	67.8% (H26)	73.0% (H31)
	中学生	37.8% (H26)	42.0% (H31)
	高校生	% (H26)	% (H31)
2 「朝の読書」活動等の実施校の割合	小学校	% (H26)	100% (H31)
	中学校	% (H26)	100% (H31)
3 学校図書館における児童・生徒一人当たりの貸出冊数(※2)	小学生	冊 (H26)	冊 (H31)
	中学生	冊 (H26)	冊 (H31)
4 必読書・推薦図書コーナーを設けている学校の割合	小学校	% (H26)	100% (H31)
	中学校	% (H26)	100% (H31)
5 学校図書館図書標準冊数の達成学校の割合	小学校	67.0% (H25)	100% (H30)
	中学校	73.8% (H25)	100% (H30)
6 市立図書館、分館、プラザ図書館、公民館図書室等の児童書蔵書冊数		441,150 冊 (H25)	486,000 冊 (H30)
7 市立図書館のおはなしボランティア登録者数 (人)		125 人 (H25)	170 人 (H30)

(※1)参考指標の基準値について

①参考指標1～4:平成26年9月の調査結果を基準値とする。

②参考指標5～6:平成25年度末の実績を基準値とする。

(※2)学校図書館における4月～6月の3ヶ月間の個人平均貸出冊数

資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○熊本市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置の趣旨)

第1条 熊本市子ども読書活動推進計画を効果的に推進するため、熊本市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(検討及び協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 熊本市子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議の委員は、別表のとおりとする。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 座長は、会議に必要があると認められるときは、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局を熊本市立図書館に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

座長	市立図書館を所管する次長
委員	教育政策課長
	学務課長
	指導課長
	総合支援課長
	市立図書館長
	生涯学習推進課長
	保育幼稚園課長